

# 子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）

## の取組状況等（概要）

平成 30 年 5 月 25 日  
児童の性的搾取等に係る対策  
に関する関係府省庁連絡会議

### I 子供の性被害の状況（平成 29 年中）

- ・ 児童ポルノ事件の検挙人員は 1,703 人で過去最多を更新。被害児童数は 1,216 人で増加傾向。
- ・ 児童買春事件等（児童買春、淫行させる行為（児童福祉法）及びみだらな性行為等（青少年保護育成条例等））合計の検挙人員は 2,057 人、被害児童数は 1,823 人で増加傾向。

### II 主な取組状況（平成 29 年 4 月 18 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）

#### 1. 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携

- ・ 子供の性被害撲滅対策推進協議会を開催し、官民の意見交換等を実施。【警察庁等】
- ・ 「子供の性被害の根絶を目指して」をテーマとする公開シンポジウムを開催（約 190 人参加）。【内閣府】
- ・ 国家公安委員会委員長と文部科学大臣の共同メッセージを発信。【警察庁、文部科学省】
- ・ 「オンラインの児童性的搾取撲滅のための WePROTECT 世界連携」等が主催し、各国政府、国際 NGO 等が参加した国際会議において、日本の取組について説明。【外務省、警察庁】
- ・ プランの英語版をウェブサイトに掲載したほか、在京大使館や在外公館に配布して周知。【警察庁】

#### 2. 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援

- ・ 携帯電話事業者により店頭で保護者向け啓発資料を配布するなどフィルタリングの促進やインターネットリテラシーの向上等の啓発活動を強化。【内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省等】
- ・ 児童、保護者等を対象とした安全なインターネット利用の啓発講座を実施（2,309 件実施、約 39 万人受講）。【総務省、文部科学省】
- ・ 情報モラル教育に関する児童・生徒向けの啓発資料を作成し、全ての小・中・高校に一部ずつ及び全中学一年生に配布。【文部科学省】
- ・ サイバー防犯ボランティアの活動を推進するため、活動マニュアルを改訂したほか、積極的な通報をした団体に対して感謝状を贈呈。【警察庁】
- ・ 児童扶養手当の支払回数を年 3 回から年 6 回に増やすための関連法案を国会に提出するなどひとり親家庭に対する総合的な支援を推進。【厚生労働省】

### 3. 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進

- ・ フィルタリング利用に関する、事業者による説明や保護者による管理の徹底を要請。【総務省】
- ・ プロバイダ等への児童ポルノ掲載アドレスリストの提供による流通防止措置を支援。【総務省等】
- ・ 新たに設置された青少年ネット利用環境整備協議会への支援、未参加事業者に対する働き掛けを実施。【警察庁】

### 4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進

- ・ 全国の警察や法務局等において相談に対応。電話等による相談窓口を周知。【警察庁、法務省】
- ・ 「JK ビジネス」で稼働する児童に対する街頭補導を実施（46人補導・保護（12月末））。【警察庁】
- ・ 児童相談所全国共通ダイヤル（189）について、利便性向上のため、オペレーターが対応するコールセンター方式を導入。【厚生労働省】
- ・ 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号（#8103（ハートさん））の運用を開始。【警察庁】
- ・ 新たに、6県において、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを開設。【内閣府】

### 5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生

- ・ 「JK ビジネス」の規制に関する条例を制定・改正する地方公共団体に対する助言等を実施（5都府県で条例制定・改正）。【警察庁】
- ・ 児童買春・児童ポルノ禁止法違反等の子供の性被害事犯に対する取締りを推進。【警察庁】
- ・ 厳正な科刑の実現に向け、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等を積極的に活用。【法務省】
- ・ 検察庁、警察、児童相談所が連携し、児童からの聴取における配慮等の取組を推進。【法務省、警察庁、厚生労働省】
- ・ 刑事施設において性犯罪再犯防止指導を実施。手引きを改訂。【法務省】

### 6. 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化

- ・ 学校における被害児童の早期発見・支援活動のためのスクールカウンセラー等の配置等を推進。【文部科学省】
- ・ 子供の性被害事犯捜査や被害児童支援の知識の向上を図るための研修を実施（捜査研修 30人、支援研修 30人受講）。【警察庁】
- ・ 各都道府県等において、児童相談所等の職員に対して、性的虐待への対応に関するカリキュラムを盛り込んだ研修を実施。【厚生労働省】

## III 当面の課題

- ・ 児童ポルノや児童買春事件の検挙人員及び被害児童数が増加傾向にあるなど、子供の性被害をめぐる情勢は極めて憂慮すべき状況。
- ・ このような状況を踏まえ、本プランに基づき、関係府省庁間及び民間（団体や企業）と連携して子供の性被害撲滅に向けた施策を引き続き進めていく必要がある。